

社長のための勉強

令和4年6月16日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税インボイス制度の申請期限が1年を切っています

消費税のインボイス制度の申請期限は、令和5年10月1日から適用する場合は令和5年3月31日までとなっており、申請期限が1年を切っています。

でも何をして良いかわからない方がまだまだ多いと思います。ですので、今回は簡単に何をすべきかを説明したいと思います。

自分自身又は自身が勤めている会社が課税事業者の場合には、上記の申請期限までに申請書を提出し、適格請求書発行事業者になる必要があります。また免税事業者との取引を今後どの様にしていくかを検討する必要があります。

自分自身又は自身が勤めている会社が免税事業者の場合には、取引先(販売先)が課税事業者になることを求めてくる可能性があるため、課税事業者になる選択肢を含めて検討していく必要があります。

また、発行する請求書も記載事項などが決められているため、システムの改修も含めて検討していただく必要があります。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください